

元東京高検検事長黒川弘務らに係る賭博事件の処理について

令和3年3月18日
法務省刑事局

検察当局は、標記事件について、令和3年3月18日、下記被告人を東京簡易裁判所に略式命令請求した。

第1 被告人

氏名 黒川 弘務（昭和32年2月8日生，64歳）

第2 公訴事実の要旨（賭博罪 刑法185条）

被告人は、Aほか2名と共に、令和2年4月から同年5月までの間、前後4回にわたり、東京都中央区所在のA方において、麻雀の勝敗に金銭を賭けて、麻雀賭博をした。

第3 参考

Aほか2名については、同日、同事実により不起訴処分とした。

2021年(令和3年)3月31日(水曜日)

在職中に知人の新聞記者らと賭けマージャンをしたとして、賭博罪で略式起訴



黒川弘務元検事長

賭けマージャン

黒川元検事長罰金20万円

東京簡裁 正式裁判開かず

された黒川弘務・元東京高検検事長(64)に対し、東京簡裁は罰金10万円の略式命令を出した。二十五日付。簡裁は正式裁判を開くこともできたが、書面審査だけで結論を導いた。市民団体などの刑事告発を受けた東京地検特捜部は

昨年七月に不起訴(起訴猶予)としたが、東京第六検察審査会は十月、「検事長の職にあり、違法行為を自制し、抑止すべき立場にあった」として起訴相当と議決。特捜部は再捜査し、今月十八日に一転して略式起訴していた。

起訴状によると、黒川氏は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下の昨年四月五月、産経新聞記者二人と朝日新聞社員の計四人で四回、千点を百円と換算する「点ビンの」レートで賭けマージャンをしたとされる。

黒川氏を告発した市民団体の藤田高景代表(60)は「黒川氏は法を犯したことに付いて、国民に説明する責任がある。裁判所は公開の法廷で真相を明らかにするべきだった」と指摘した。

(小沢慧一、三宅千智)

令和2年5月21日

法務省大臣官房人事課長 濱 克彦 殿
(法務省刑事局長 経由)

検事総長 稲田 伸夫
(公印省略)

職員の職責について (内議)

非違行為事案について、関係職員の職責を問う必要があると思料するので、下記のとおり意見を付して内議します。

記

第1 職責対象職員

官職・氏名 東京高等検察庁検事長 黒川 弘務
生年月日等 昭和32年2月8日生(63歳)
経 歴 昭和58年4月 任官
平成23年8月 法務省大臣官房長
平成28年9月 法務事務次官
平成31年1月 現職(東京高等検察庁検事長)

第2 対象事実の要旨

対象職員は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、東京都内に所在するマンション一室において、報道関係者ら3名とともに、金銭を賭けて麻雀を行ったものである。

第3 職責についての意見

「黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果」及び「黒川弘務東京高等検察庁検事長の職責についての検討結果」を踏まえて検討したところ、監督上の措置として「訓告」とすることが相当。

第4 処分希望日

令和2年5月21日

出典：最高検察庁作成資料

令和3年4月2日(金) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

国家公務員法

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反

した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

出典：国家公務員法条文より抜粋

令和3年4月2日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

懲戒処分の指針

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたときがある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、
- ⑦ ~~職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき~~

出典：人事院作成資料より抜粋

令和3年4月2日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

出典：人事院作成資料より抜粋

令和3年4月2日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 国家公務員法第98条第2項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 国家公務員法第98条第2項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続の怠り

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告と

出典：人事院作成資料より抜粋

令和3年4月2日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等を

出典：人事院作成資料より抜粋

令和3年4月2日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和3年3月31日

法務省

②「黒川元検事長の略式起訴に係るリーク記事の
情報源に関する調査結果」について

- 報道機関各社は、独自の取材活動に基づいて得た様々な情報を、報道機関各社の判断において、記事にしているものと思われ、報道機関において、いかなる取材・情報に基づいて当該報道を行っているかについては、承知しておりません。
- その上で、特定の報道の報道経緯や根拠について調査を行うことは、
 - ・ そもそも報道機関による報道経緯や根拠に関する調査を行うことそれ自体が、報道機関の取材の自由や、取材源秘匿の自由に対する影響があり得ることから、抑制的であるべきことはもとより
 - ・ 検察当局に対する調査を行うとした場合には、真相を解明し、法と証拠に基づき適正な科刑の実現等を図るという検察当局の活動を不当に制約することとなりかねないこと
 - ・ 事件関係者に対する調査を行うとした場合には、私人の行動の自由や防御活動に対する侵害ととらえられかねないことなどの問題があり、一般的には相当ではないものと考えております。
- したがって、御指摘の3月13日の報道の経緯についての調査を行うことは相当でないと考えております。

出典：法務省作成資料

令和3年4月2日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和3年3月31日
法務省

③「検察がマスコミとの間で行ったブリーフィング
等の記録を提出すること」について

- 個別事件の公表の在り方については、検察当局において判断するべきものと考えております。

出典：法務省作成資料

令和3年4月2日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和3年3月31日

法務省

⑤「国会議員から求めがある場合の
不起訴記録の開示方法」について

- 不起訴記録については、関係者のプライバシーを保護するとともに、将来の事件を含め、捜査・公判に対する不当な影響を防止するため、刑事訴訟法47条により原則として公開が禁じられていますが、同条ただし書により、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」とされているところです。
- 不起訴記録の開示の可否については、具体的事案ごとに、「公益上の必要があつて、相当と認められる場合」に該当するか否かにつき、諸般の事情を踏まえて個別に判断することとなるものと考えています。

出典：法務省作成資料

令和3年4月2日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

今後の具体的な取組方針
(法務・検察行政刷新会議報告書を受けて)

令和3年1月26日
法務省

〔法務省ガバナンスPTの検討事項〕

法務省のガバナンスに関する事項を検討するため「法務省ガバナンスPT」を設置した。法務・検察行政刷新会議の報告書を受け、同PTでは、以下の事項について検討を行う。

1 検察官の倫理（前記報告書における検討の柱1）関係

- 幹部検察官と若手検察官の双方につき、幅広い価値観に触れて社会の目を意識し、常識からかい離しないようにするための研修等を検討し、令和3年度から実施する。

2 法務行政の透明化（同2）関係

- 重要な解釈変更を行う場合等について、必要な行政文書が的確に作成・保存されるとともに、適切に決裁がなされるようにするため必要なルールの見直しを速やかに行う。
- 行政文書の作成・保存等について、公文書管理法の趣旨を踏まえた適切な判断がなされるようにするため、幹部を含めた職員の理解を深めるための措置を検討する。
- 若手・中堅職員が組織運営について話し合い、提案できるような場を設ける（検察庁においても検討。）。)

3 我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策（同3）関係

- 本年3月に予定する京都 kongress において、我が国の刑事手続に関する効果的な発信を実施する。
- 刑事手続を含む法務省の施策につき、国内外の理解を得るため、部局の垣根をまたいだ省としての効果的な発信体制・方法を検討するとともに、情報の受け手の目線に立って発信コンテンツを充実させる。
- 国際機関等からなされている指摘に対し、刑事手続を含む法務省の施策について、時機を捉えて、より積極的に説明をし、個別事案に関しても、必要に応じ、支障が生じない範囲で具体的な説明を行う。
- 司法外交の下、相手国との信頼関係を構築し、二国間関係を強化していく中で、我が国の刑事手続を含む法務省の施策についての理解を得る。

※ 刑事手続の在り方については、ガバナンスPTではなく刑事局において対応。

出典：法務省作成資料

令和3年4月2日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）